

政治資金監査の質の向上について（案）

～令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人は8人、件数は13件
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用とリモート研修の受講を呼びかけ

1. 個別の指導・助言の実施（令和3年12月初旬までの集計分）

（1）個別の指導・助言の実施の内訳

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【】は令和元年分）	（参考） 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【】は令和元年分）
ア 政治資金監査報告書に係るもの	4人 【 1人】	9件 【 3件】 (0.4%) 【 0.2%】
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	5人 【 8人】	5件 【 9件】 (0.2%) 【 0.5%】
計	9人 【 9人】	14件 【 12件】
純計	8人 【 9人】	13件 【 12件】 (0.6%) 【 0.6%】

注1 上記の内訳は、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告のうち、令和3年12月6日までに集計されたものを審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

- 【】内の数値は、前回の令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管等から報告のあったもののうち、令和2年12月7日までに集計されたものに基づく数値である。
- 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- 比率については、次の算式により算出している。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数

要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分の収支報告書（定期分）の件数のうち、令和3年12月6日までに集計された都道府県選管等に係るもの（2,032件）【1,979件】

（2）個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、

- ①政治資金監査報告書に形式的な不備があるもの
- ②収支報告書上に金額等の不整合（計算誤り、表間不整合、支出年誤り等）があるもの

等、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるものについて、個別の指導・助言の対象とする。

（3）個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、12月以降、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

（4）政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト活用の呼びかけ

令和2年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効性を強調し、誤りの再発防止の徹底を呼びかける。

（5）個別の指導・助言の対象となった者へのリモート研修受講の呼びかけ

令和2年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、令和3年12月1日から実施しているリモート研修の参加を文書により呼びかける。

また、本研修においては、本取組に係る積み重ねを活かし、これまでの取組で明らかになった誤りの事例を取りまとめ、重点的に解説するとともに、誤りの再発防止を強く注意喚起し、令和3年分の収支報告書に係る政治資金監査の質の向上を図る。

2. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

（1）登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

（2）関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

- (3) 都道府県選管に対する周知
個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。
- (4) フォローアップ研修における対応
これまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、令和4年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

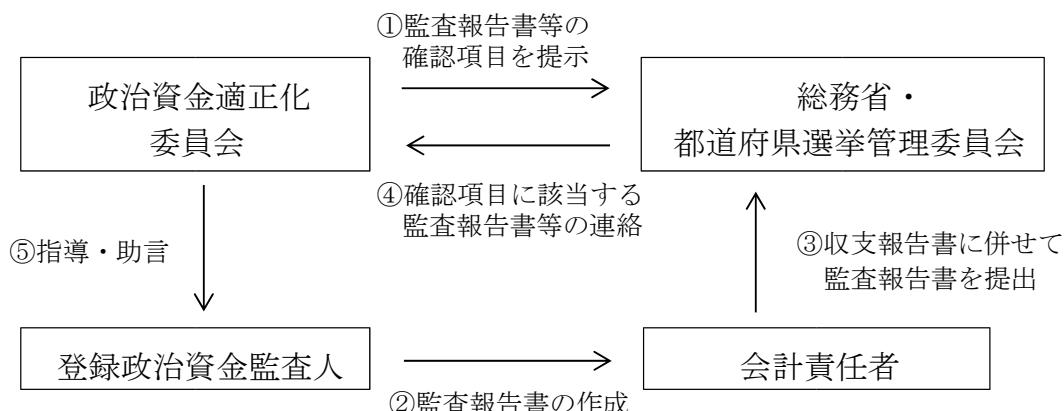
1. 経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



（1）取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

（2）個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書を送付。

(3) 確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)	<p>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</p> <p>形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの</p>	<p><u>平成26年分から</u></p> <p>該当するものは全て対象とした。</p>
	<p>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</p> <p>最初の受付時点で該当するもの</p>	
確認項目以外 (任意報告)	<p>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</p>	<p><u>平成27年分から</u></p> <p>委員会において個別に対応を判断。</p> <p>【これまでに対象とした例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を微し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） 同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。など